

		広告表記	広告主体者の明示	広告審査	
広告（誘導枠）の掲載場所	媒体社・プラットフォーム	インフィード広告 【媒体内誘導型】 媒体社サイト内のタイアップページに誘導	広告枠内に [広告]、[PR]、[AD] 等の表記を行う。 文字の大きさ、文字や背景の色、表示する位置など、わかりやすい表示となるよう留意する。 技術上の制約がある場合でも広告枠内に広告表記を行うことが望ましいが、広告の主体が明らかで、リンク先のタイアップページに明確な広告表記があり同一の広告主体者の明示があれば、リンク先と一体として広告とみなすことができる。	広告主体者を明示する。 技術上の制約がある場合でも、広告枠内に広告主体者を明示することが望ましいが、広告枠内に広告表記を行い、リンク先のタイアップページに明確な広告主体者の明示があれば、リンク先と一体として広告主体者を示しているとみなすことができる。	広告審査を行う。
		インフィード広告 【外部コンテンツ誘導型】 外部サイトに誘導（外部サイトをプラットフォーム内で表示する場合も含む）	広告枠内に [広告]、[PR]、[AD] 等の表記を必ず行う。 文字の大きさ、文字や背景の色、表示する位置など、わかりやすい表示となるよう留意する。	広告主体者を明示する。 広告が外部の媒体社のタイアップに誘導するものである場合は、媒体名も明示する。	広告審査を行う。
		インフィード広告 【フィード内表示型】 広告枠内でコンテンツが展開	広告枠内に [広告]、[PR]、[AD] 等の表記を行う。 文字の大きさ、文字や背景の色、表示する位置など、わかりやすい表示となるよう留意する。	広告主体者を明示する。	広告審査を行う。
広告の配信	ネットワーク配信事業者	レコメンドウィジェット	広告枠内に [広告]、[PR]、[AD] 等の表記を行う。 文字の大きさ、文字や背景の色、表示する位置など、わかりやすい表示となるよう留意する。 配信先サイト内のタイアップページに誘導する場合、技術上の制約がある場合でも広告枠内に広告表記を行うことが望ましいが、広告の主体が明らかで、リンク先のタイアップページに明確な広告表記があり同一の広告主体者の明示があれば、リンク先と一体として広告とみなすことができる。	広告主体者を明示する。 配信先サイト内のタイアップページに誘導する場合、技術上の制約がある場合でも、広告枠内に広告主体者を明示することが望ましいが、広告枠内に広告表記を行い、リンク先のタイアップページに明確な広告主体者の明示があれば、リンク先と一体として広告主体者を示しているとみなすことができる。 外部の媒体社のタイアップに誘導するものである場合は、媒体名も明示する。	広告審査を行う。 配信を受け入れる媒体社の基準によって不適合と判断された場合は、配信を停止する等の適切な措置をとる。
		アドネットワーク	広告枠内に [広告]、[PR]、[AD] 等の表記を行う。 文字の大きさ、文字や背景の色、表示する位置など、わかりやすい表示となるよう留意する。	広告主体者を明示する。 配信先サイト内のタイアップページに誘導する場合、技術上の制約がある場合でも、広告枠内に広告主体者を明示することが望ましいが、広告枠内に広告表記を行い、リンク先のタイアップページに明確な広告主体者の明示があれば、リンク先と一体として広告主体者を示しているとみなすことができる。	広告審査を行う。 配信を受け入れる媒体社の基準によって不適合と判断された場合は、配信を停止する等の適切な措置をとる。
広告のリンク先（誘導先）の設置場所	(広告主)	オウンドメディア	広告表記については規定しないが、誘導元の広告を掲載・配信する媒体社等は、広告のリンク先として適切であることを確認する。	誘導元の広告を掲載・配信する媒体社等は、広告主体者が明示されていることを確認する。	広告審査の対象とする。
		ランディングページ	広告表記については規定しないが、誘導元の広告を掲載・配信する媒体社等は、広告のリンク先として適切であることを確認する。	誘導元の広告を掲載・配信する媒体社等は、広告主体者が明示されていることを確認する。	広告審査の対象とする。
	媒体社	タイアップ（タイアップ広告、スポンサードコンテンツ）	広告表記を行う。 媒体の性質や広告の態様に合わせ、広告であることが明確にわかる表記を行う。 表示する位置、大きさ、色、形状など、わかりやすい表示となるよう留意する。	広告主体者を明示する。 媒体社と広告主体者の関係がわかるよう両者の名称を明示する。	広告審査を行う。
	(媒体社)	編集記事（純記事、他者の著作物）	広告表記については規定しないが、誘導元の広告を掲載・配信する媒体社等は、広告の内容に照らしてリンク先として相応であることを確認することが望ましい。	広告主体者の明示については規定しないが、誘導元の広告を掲載・配信する媒体社等は、広告に示している広告主体者と不一致でないことを確認する。	広告審査の対象とする。 広告のリンク先が外部の編集記事である場合には、誘導元の広告を掲載・配信する媒体社等は、記事の編集元の媒体社に利用の可否を確認するよう広告主に求める。

※本規定は、事業者・サービスごとに原則を示したものの、表示場所、内容、方法等の様式を具体的に定めるものではないが、各社は原則に沿って判断し、適正な表示を行う。また、本規定における用語の定義は、別途定める。